

第1回次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会

次 第

日 時 平成30年11月28日（水）

午前 10時から

場 所 中央区役所 301会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 座長及び職務代理の選出
- 5 意見交換
 - (1) 中央区における「課題」と「将来への期待」について
 - (2) 中央区の将来像・まちづくりのポイントについて
 - (3) 中央区の将来像の見直しについて
- 6 閉会

【当日配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会設置要綱
- ・ 中央区の将来像の推進に係る懇話会傍聴要領

【事前配布資料】

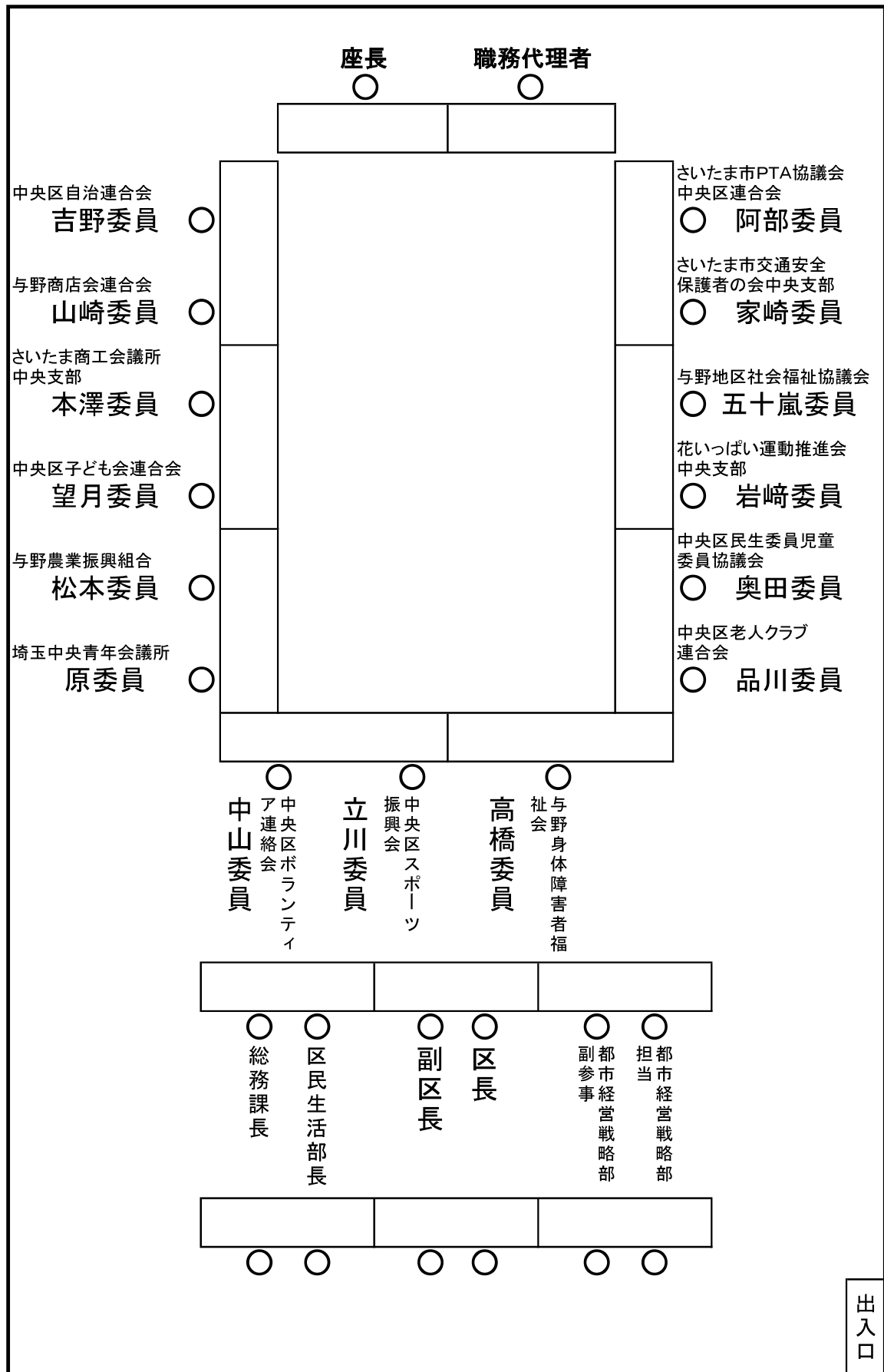
- ・ 資料1 中央区の将来像・まちづくりのポイント
- ・ 資料2 中央区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会 委員名簿

(氏名 五十音順)

No.	団体名	役職	(フリガナ) 氏 名
1	さいたま市PTA協議会中央区連合会	会長	アベ タツヤ 阿部 達哉
2	さいたま市交通安全保護者の会中央支部	支部長	イササキ キヨコ 家崎 清子
3	与野地区社会福祉協議会	副会長	イガラシ ケンイチ 五十嵐 健一
4	花いっぱい運動推進会中央支部	支部長	イワサキ ミチユキ 岩崎 道行
5	中央区民生委員児童委員協議会	副会長	オクダ シノブ 奥田 由江
6	中央区老人クラブ連合会	会長	シナガワ ソウジ 品川 惣壽
7	与野身体障害者福祉会	会長	タカハシ カズオ 高橋 一男
8	中央区スポーツ振興会	理事	タチカワ マサコ 立川 雅子
9	中央区ボランティア連絡会	役員	ナカヤマ マサフ 中山 淳
10	埼玉中央青年会議所	委員	ハラ マコト 原 真
11	与野農業振興組合	組合長	マツモト カズオ 松本 一夫
12	中央区子ども会連合会	会長	モチヅキ ミツユキ 望月 三之
13	さいたま商工会議所中央支部	支部長	モトザワ シゲル 本澤 繁
14	与野商店会連合会	会長	ヤマザキ ヒロシ 山崎 均
15	中央区自治連合会	副会長	ヨシノ キハチ 吉野 喜八

次期総合振興計画(区の将来像)に係る中央区検討懇話会 席 次 (案)



次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市の次期総合振興計画の策定に向けた検討に当たり、中央区の将来像（現行基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、中央区において活動する各種団体から意見を聴くため、次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、中央区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、中央区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月5日から施行し、平成31年3月31日に効

力を失う。

次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は5人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 懇話会は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月20日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号_____

傍 聴 券

次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

中央区
の
将来像

調和のとれた都市文化の創造と ふれあい 交流が育てる安心なまち

中央区には、古くから引き継いできた歴史と文化の薫る街並みと家族のような人々の深いつながりがあります。その従来から培われた伝統を生かしながら、さいたま新都心を中心とする都市の魅力を加え、安全・安心な“美しいまち”“美しい心があふれるまち”を創り、次の世代に伝えていくため、人々が積極的に発言し、主体的に行動するまちを目指します。

まちづくりのポイント

1 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり

- 区の花バラや与野の大力や、鴻沼川の桜、蔵造りの街並みなど、自然や資源の保全・活用・充実
- 公園などのまとまった緑の保全・充実、そうした緑の拠点を川や道を利用してつなぐ緑のネットワークの形成
- ごみの減量化やリサイクル、省エネルギーなどの環境保全活動や道路・公園の清掃などの環境美化活動の推進



与野公園



鴻沼川

2 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり

- 街並みや緑、歴史・文化などの古くからある資源とさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場などの新しい資源を生かした、古いものと新しいものの調和
- さいたま新都心を中心とした、地域全体の魅力向上と地域の均衡ある発展
- JR埼京線沿線の未利用地や道路空間などを有効活用した人々の集まる新たな空間の形成
- 活気ある商店街と地域社会を支える産業の活性化



アートストリート（手形レリーフ）

3 学びと交流を通した、地域の誇りと愛着を持つ人づくり

- 明日を担う健全な子どもたちの育成と地域の特性を生かした教育の推進
- 地域の歴史・伝統・文化や人材を活用した生涯学習や人づくりの実践
- 子どもから高齢者に至るまで、幅広い世代における地域との関わりや交流を創出する仕組みづくり

4 ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり

- 地域で安心して子どもを産み育てられる環境と、子どもたちの健やかな成長を支える場や機会の提供
- 地域福祉における支え合いのネットワークづくりや交通手段の確保、交通マナーの向上等による高齢者や障害者をはじめとした区民の安全・安心で生き生きとした暮らしの確保
- 災害時における区民自らの役割である自助と地域で支え合う共助、行政の役割である公助などによる安全・安心な地域づくり



避難場所運営訓練

5 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり

- 主要な公共施設の再編整備等における、区民と共に進めるまちづくり
- 地域を支える自治会をはじめとした各種団体への加入促進による地域活動の活性化
- 区民の自主的な活動と連携の積極的な支援によるコミュニティの充実
- 区民と行政の協働の仕組みづくりと協働の実践の機会の創出
- 地域に根ざした従来からのきめ細かいサービスの維持・向上と、他区との連携による新しいサービスの展開



区民まつり

「中央区の将来像」の改定状況（前期基本計画→後期基本計画）

	前期基本計画	後期基本計画
将来像	新しい都市文化の創造と交流が育てる安心な暮らし 中央区には、古くから引き継いできた歴史と文化の薫る街並みと家族のような人々の深いつながりがあります。その従来からの良い面を守りながら、さいたま新都心を中心とする新しい都市の魅力を加え、“美しいまち”“美しい心があふれるまち”を創り、次の世代に伝えていくため、人々が積極的に発言し、主体的に行動するまちを目指します。	調和のとれた都市文化の創造と交流が育てる安心なまち 中央区には、古くから引き継いできた歴史と文化の薫る街並みと家族のような人々の深いつながりがあります。その従来から培われた伝統を生かしながら、さいたま新都心を中心とする都市の魅力を加え、安全・安心な“美しいまち”“美しい心があふれるまち”を創り、次の世代に伝えていくため、人々が積極的に発言し、主体的に行動するまちを目指します。
まちづくりのポイント	1 緑豊かな環境づくり ●公園や屋敷林、農地などのまとまった緑の保全・充実、そうした緑の拠点を川や道を利用してつなぐ緑のネットワークの形成 ●人々の意識・モラルの向上により、ごみの減量化やリサイクル、省エネルギーによる環境と共生できる循環型社会の形成 2 地域資源を生かしたにぎわいづくり ●街並みや緑、歴史・文化などの古くからある資源とさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場などの新しい資源を生かした、古いものと新しいものの調和 ●さいたま新都心の諸機能の活用による魅力ある地域の実現 ●駅周辺の未利用地や道路空間などを有効活用した人々の集まる新たな空間の形成と既存の商店街の活性化 3 地域の誇りと愛着を持つ人づくり ●明日を担う心身ともに健全な子どもたちの育成と地域の特性を生かした教育の推進 ●地域の伝統・文化や人材を活用した生涯学習や人づくりの実践 4 みんなで互いに支え合う安心な生活づくり ●地域で安心して子どもを育てられる体制の整備 ●地域福祉の充実による高齢者や障害者の安心で生き生きとした暮らしの確保 5 区民の意見に基づく地域に根ざしたまちづくり ●区民の自主的な活動と連携の積極的な支援によるコミュニティの充実 ●区民と行政の協働の仕組みづくりと協働の実践の機会の創出 ●地域に根ざした従来のきめ細かいサービスの維持・向上と他区との連携による新しいサービスの展開	1 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり ●区の花バラや与野の大カヤ、鴻沼川の桜、蔵造りの街並みなど、自然や資源の保全・活用・充実 ●公園などのまとまった緑の保全・充実、そうした緑の拠点を川や道を利用してつなぐ緑のネットワークの形成 ●ごみの減量化やリサイクル、省エネルギーなどの環境保全活動や道路・公園の清掃などの環境美化活動の推進 2 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり ●街並みや緑、歴史・文化などの古くからある資源とさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場などの新しい資源を生かした、古いものと新しいものの調和 ●さいたま新都心を中心とした、地域全体の魅力向上と地域の均衡ある発展 ●J R埼京線沿線の未利用地や道路空間などを有効活用した人々の集まる新たな空間の形成 ●活気ある商店街と地域社会を支える産業の活性化 3 学びと交流を通した、地域の誇りと愛着を持つ人づくり ●明日を担う健全な子どもたちの育成と地域の特性を生かした教育の推進 ●地域の歴史・伝統・文化や人材を活用した生涯学習や人づくりの実践 ●子どもから高齢者に至るまで、幅広い世代における地域との関わりや交流を創出する仕組みづくり 4 ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり ●地域で安心して、子どもを産み育てられる環境と、子どもたちの健やかな成長を支える場や機会の提供 ●地域福祉における支え合いのネットワークづくりや交通手段の確保、交通マナーの向上等による高齢者や障害者をはじめとした区民の安全・安心で生き生きとした暮らしの確保 ●災害時における区民自らの役割である自助と地域で支え合う共助、行政の役割である公助などによる安全・安心な地域づくり 5 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり ●主要な公共施設の再編整備等における、区民と共に進めるまちづくり ●地域を支える自治会をはじめとした各種団体への加入促進による地域活動の活性化 ●区民の自主的な活動と連携の積極的な支援によるコミュニティの充実 ●区民と行政の協働の仕組みづくりと協働の実践の機会の創出 ●地域に根ざした従来からのきめ細かいサービスの維持・向上と、他区との連携による新しいサービスの展開

中央区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

～ 目次 ～

- 1 総合振興計画とは
- 2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け（案）
- 3 中央区の人口及び世帯の状況
- 4 中央区の将来像の実現に向けたこれまでの取組（平成25～30年度）
- 5 中央区に関する市民意見
 - (1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ（平成30年度）
 - (2) さいたま市民意識調査（～平成29年度）

1 総合振興計画とは

長期的な展望に基づき、

- 都市づくりの将来目標を示す
- 市政を総合的、計画的に運営するため、計画や事業の指針を明らかにする

市政運営の最も基本となる計画

○都市づくりの基本理念

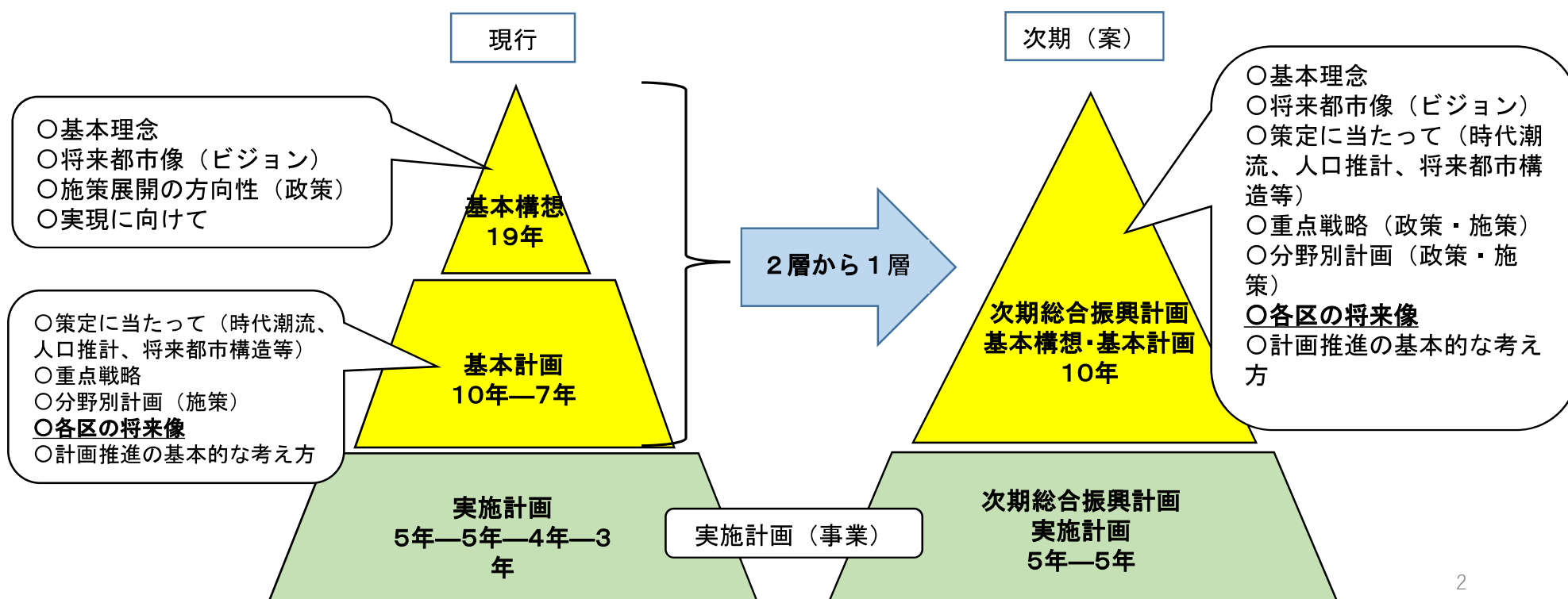
- 市民と行政の協働
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

○目指すべき将来都市像

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け(案)

- ◆ さいたま市総合振興計画推進本部での策定基本方針の検討状況を踏まえ、現行の基本構想と基本計画を1層目にまとめ、その1層目に「各区の将来像」を位置付けます。
※さいたま市総合振興計画推進本部とは総合振興計画を推進・策定するために設置するもので、本部会議、幹事会、プロジェクトチームから構成されるもの
- ◆ 現行の「2020 さいたま希望のまちプラン」の基本計画に位置付けている「第4部 各区の将来像」と同様に、「**地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性を示すもの**」として、10区の「将来像」と「まちづくりのポイント」を掲載します。



3 中央区の人口及び世帯の状況

年齢別人口と構成比（H30.1 1.1現在）

		中央区	さいたま市
人口総数(単位:人)		100,961	1,301,230
内訳 (構成比・%)	14歳以下	13,168(13.0)	171,948(13.2)
	15～64歳	66,743(66.1)	832,046(63.9)
	65歳以上	21,050(20.8)	297,236(22.8)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（H30.1 1.1現在）

	中央区	さいたま市
世帯数	47,065	589,948
世帯平均人数 (単位:人)	2.15	2.21

出典：さいたま市統計

4 中央区の将来像の実現に向けたこれまでの取組

まちづくりのポイント	これまでの主な取組	
	区取組	他局取組
1. 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり	・LED街路灯設置促進事業	・与野中央公園の整備 ・土地区画整理事業 ・高沼用水路（護岸の水辺環境整備・親水型歩行空間づくり）
2. 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり	・区の花バラのPR ・アートストリート「手形レリーフ」の設置等 ・ふるさとウォーキング	
3. 学びと交流を通じた、地域の誇りと愛着を持つ人づくり	・子どものつくるまち「ミニ中央区」 ・中央区ふれあい出前講座 ・食生活と運動でパワーアップ健幸講座	
4. ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり	・ますます元気教室・健口教室 ・食生活と運動でパワーアップ！健幸講座 ・生活習慣病予防教室 ・交通安全啓発（自転車安全利用）と身近な生活環境の保持（街路灯LED化等）	・防犯啓発活動・講演会 ・青色防犯パトロール ・避難場所運営訓練等 ・中央区みんなで支えるネットワーク事業連絡会 ・育児学級 ・妊娠・出産包括支援
5. 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり	・区民まつり ・区民ギャラリーの開設 ・花de植花夢(Wellcome)まちづくり ・与野本町駅周辺地区まちづくりの推進	

5 中央区に関する市民意見

(1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ

良いところ（強み）

- 治安が良い
- 公園が多く子育てがしやすい
- スーパーアリーナ・芸術劇場があり、文化施設・イベントが充実
- 医療施設が充実している
- 大宮・浦和の間にあり、利便性が良い

改善が必要なところ（弱み）

- イメージシンボル、アピール不足
- 埼京線と京浜東北線間の行き来が不便
- 大宮バイパスより西側のアクセスが悪い
- ガード下の活用
- 駅前に生活利便施設が少ない
- イメージが薄い（浦和・大宮に比べ）

「中央区のまちづくりのポイント」について ～今後どういったことに重点的に取り組んでいったらよいか～

- ガード下の有効活用
- イベントPR
- 駅の沿線環境整備
- 安全安心なまちづくり、歩行者と自転車専用道の増設等
- 通学している学生に将来的に住んでもらえるような取り組み
- 芸術劇場周辺に若手アーティスト（役者、音楽家、作家等）に住んでもらう。アート地区を目指す。

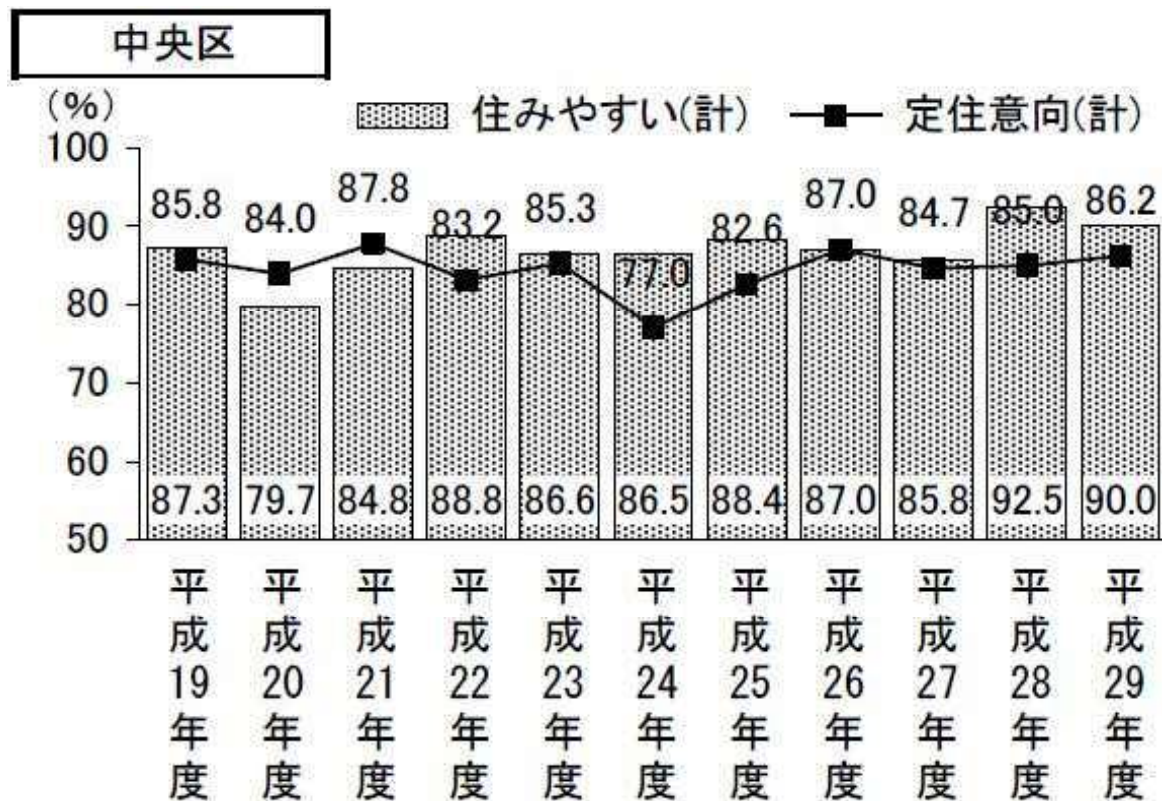
(2) さいたま市民意識調査

さいたま市市民意識調査とは・・・

広聴活動の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、市民意識を調査するもの

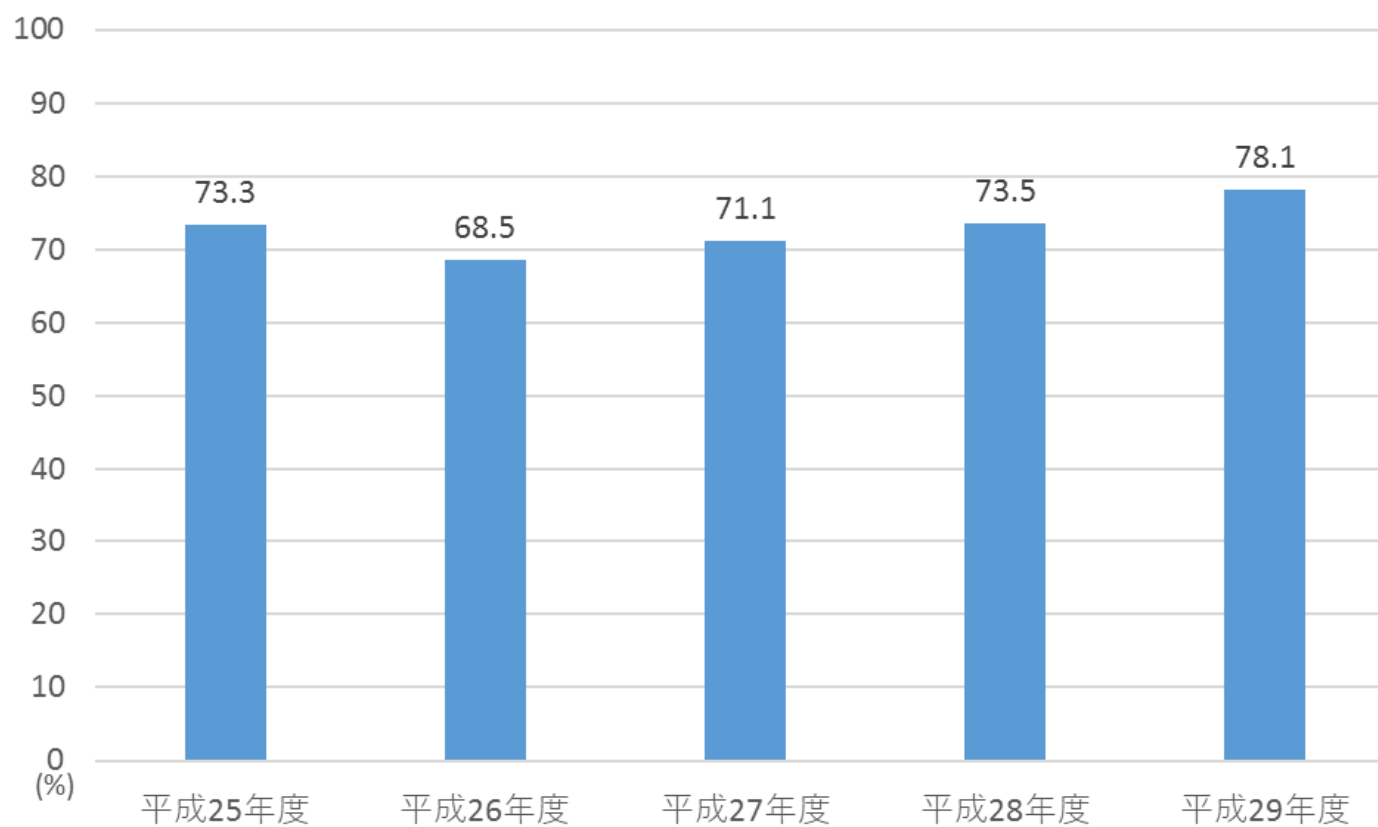
○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の住み心地はどうですか。
あなたは、現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか。



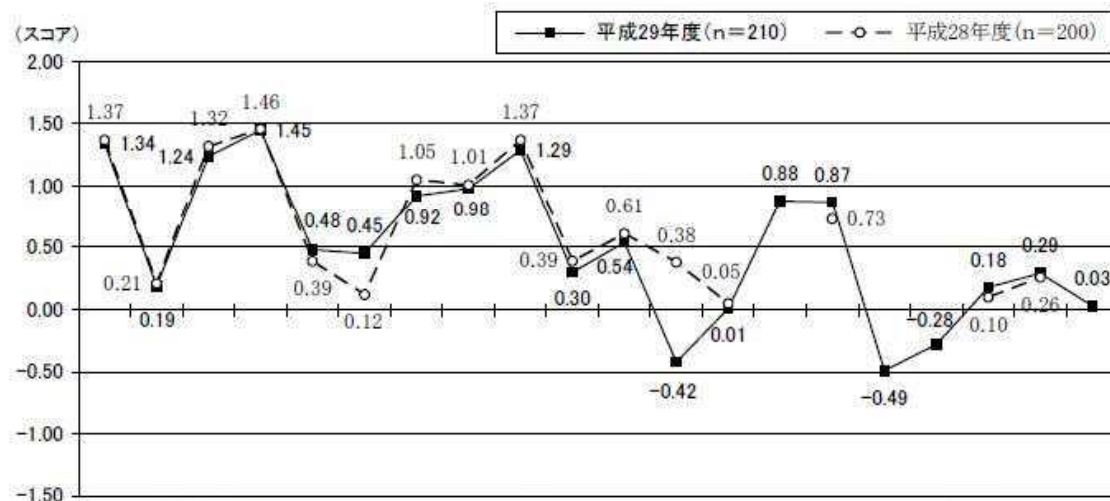
○生活満足度【中央区】

問 あなたは今の生活に満足していますか。



○居住地のイメージ【中央区】

問 あなたはお住まいの「地域」が、どのような地域だと思いますか。



※スコアは、各項目に下記の得点を与え、回答者数で加重し、平均得点を求めたもの。

あてはまる＋2、ややあてはまる＋1、あまりあてはまらない－1、あてはまらない－2

中央区のイメージをスコアでみると、「ふだんの買い物に不自由しない」（1.45）が最も高く、次いで「電車の便がよい」（1.34）、「自然災害による被害が少ない」（1.29）、「よく使う駅まで行きやすい」（1.24）の順であった。

一方、「人に勧められる名所や名物がある」（-0.49）、「空気や川の水がきれい」（-0.42）、「楽しみにしている地域のイベントがある」（-0.28）が低くなっている。

平成28年度の調査結果と比較すると、「安全に通れる道路が多い」が0.33ポイント増加している。

	【利便性】					【安心・安全】					【快適さ】					【親しみ】				
	電車の便がよい バスの便がよい よく使う駅まで行きやすい ふだんの買い物に不自由しない 趣味や学びごとをするのに不自由しない					安全に通れる道路が多い 治安がよい 医療機関を利用しやすい 自然災害による被害が少ない 地域で災害に備えている					身近に緑や自然がある 空気や川の水がきれい 騒音が少ない 自宅の周辺が清潔に保たれている 身近な場所で気軽に散歩や運動ができる					人に勧められる名所や名物がある 近所で親切な人を見かける 楽しみにしている地域のイベントがある				
29年度	1.34	0.19	1.24	1.45	0.48	0.45	0.92	0.98	1.29	0.30	0.54	-0.42	0.01	0.88	0.87	-0.49	-0.28	0.18	0.29	0.03
28年度	1.37	0.21	1.32	1.46	0.39	0.12	1.05	1.01	1.37	0.39	0.61	0.38	0.05	-	0.73	-	-	0.10	0.26	-

- ※（注記1）「趣味や学びごとをするのに不自由しない」は、平成28年度調査では「仕事や学校をいろいろ選べる」としていた。
（注記2）「自然災害による被害は少ない」は、平成28年度調査では「風水害による被害が少ない」としていた。
（注記3）「地域で災害に備えている」は、平成28年度調査では「災害時に地域で助け合える備えがある」としていた。
（注記4）「空気や川の水がきれい」は、平成28年度調査では「空気や川などの環境が守られている」としていた。
（注記5）「近所で親切な人を見かける」は、平成28年度調査では「近所に顔見知りが多い」としていた。
（注記6）「家族や友人と楽しめる場所がある」は、平成28年度調査では「家族や友人と楽しめる場所がいくつもある」としていた。